

令和7年度静岡県外部デジタル人材確保に向けた市町伴走支援業務委託  
業者選定基準

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。  
 (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目	評価者	評価方法
1 基本項目	事務局	提案書
2 企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
3 価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
1 基本項目 (20点)	基本要件	本業務の目的及び内容を理解し、仕様書の要件を満たしているか。	5点
	実施体制	連絡調整を確実に実施できる組織体制を備え、円滑かつ柔軟な業務運営が行われることが見込まれるか。	5点
	実績	過去に自治体に対する同様の業務を受託した実績があるなど、自治体業務の実務に精通していることが確認できるか。	5点
	社会的取組等	静岡県公契約条例の基本理念等(※)に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	5点
2 企画提案 内容 (70点)	企画力	本業務の趣旨を踏まえた的確な企画となっているか。	10点
		自治体が必要としているデジタル人材像を詳細に把握することができる体制であるか。	10点
		過疎地域等の小規模自治体がデジタル人材を活用しやすい工夫・提案があるか。	10点
	実施内容	デジタル人材の確保に向けた支援策が明確かつ具体的なものとなっているか。	10点
		自治体がデジタル人材を確保しやすくするための募集におけるノウハウ等を保有しているか。	10点

		自治体に支援内容を根付かせ、次年度以降に自走させるための工夫があるか。	10点
		確保したデジタル人材が定着する働きやすい環境整備への支援、工夫があるか。	10点
3	価格評価 (10点)	評価点=10点×(1-見積額÷提案上限額)	10点
計			100点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日静岡県条例第25号）第3条（基本理念）及び第6条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

**【配点】** ※配点が10点の項目は、下記の評価点を2倍換算する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）